

うらわポポロ保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人純清会
所 在 地	さいたま市浦和区高砂 4-4-12 306
電 話 番 号	048 - 764 - 8149
代 表 者 氏 名	理事長 奥野 敏夫

2 施設の目的及び運営の方針

施 設 の 目 的	保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
運 営 方 針	子どもを育て、その限りない可能性を育むことができるのは、ご家族とそれを取り巻く地域社会です。私どもは子供とご家族を支える最も身近な地域コミュニティであることを目指します。

3 提供する保育の内容

名 称	うらわポポロ保育園
所 在 地	さいたま市浦和区常盤9-15-19
電 話 番 号	048 - 711 - 5456
認 可 年 月 日	平成30年4月1日
施 設 長 氏 名	奥野 純子
職 員 数	20人
取扱う保育事業の種類	保育、延長保育

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	員 数	職 務 の 内 容
施設長	1 人	保育運営責任者
保育士	1 2 人	保育士有資格者
保育補助	2 人	保育補助業務
栄養士	1 人	栄養管理
調理員	2 人	給食調理
事務員	1 人	施設事務処理

5 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間	7時00分から20時00分まで
標 準 時 間	7時00分から18時00分まで
	延長保育は18時00分から20時00分まで なお、土曜日の延長保育の実施はありません。 ※ 0歳児クラスの延長保育はありません。
短 時 間	8時30分から16時30分まで
	延長保育は7時00分から8時30分まで 16時30分から20時00分まで なお、土曜日の延長保育の実施はありません。 ※ 0歳児クラスの延長保育はありません。
休 所 日	日曜日・祝祭日及び12月29日から1月3日まで

6 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

種 類	理 由 ・ 金 額
保 育 料	保育料はお住まいの自治体が決定します。
延長保育料（標準）	・ 1時間利用 スポット：300円、月極：3,000円 ・ 2時間利用 スポット：600円、月極：6,000円
延長保育料（時短）	・ 1時間半利用 スポット：600円、月極：6,000円 ・ 3時間半利用 スポット：1,200円、月極：12,000円
実 費 徴 収	主 食 費 2,400円／月（対象3歳児クラス以上） 副 食 費 4,600円／月（対象3歳児クラス以上） 園 帽 1,350円

	連 絡 帳 220円 お 道 具 箱 3,600円 (対象3歳児クラス以上) 体 操 服 4,550円 (対象3歳児クラス以上) 保 育 材 料 費 300円/月 (対象1歳児クラス以上) 行 事 費 (遠足等/実費)
上 乗 せ 徴 収	英 語 1,100円/月 (対象1歳児クラス以上) リトミック 1,100円/月 (対象3歳児クラス以上) 卒園準備金 1,000円/月 (対象5歳児クラス)

7 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年 齢	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	合 計
定 員	6人	11人	11人	16人	18人	18人	80人

※ 生後57日から預かります。

8 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

事 項	内 容
欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までにご連絡ください。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので、12時までにご連絡ください。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過し、医師による治癒証明の確認後登園となります。 その他感染症等により、園児または園児の同居家族の感染が確認された場合は、行政機関の指示により登園を控えてください。再登園についても行政機関の指示に従ってください。
けがについて	骨折や重度の捻挫等、日常の集団保育に支障をきたす場合は、登園を控えてください。
発熱のある場合について	登園前に熱が37.5℃以上ある場合は、登園を控えてください。

投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。必要がある場合は個別にご相談させていただきます。
入園時に用意するもの	(例) 布団カバー等、コップ、歯ブラシ(必要時に交換していただきます)
毎日持参するもの	(例) タオル・エプロン・着替え等

◎ 別紙参照

9 緊急時等における対応方法

(1) 保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

(2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承ください。

囑託医	内科	むらのひがしクリニック 村岡 東子先生
		さいたま市北区大成町4-318-3 電話 048-788-1781
	歯科	歯科ながしまクリニック 長島 光志先生
		さいたま市北区宮原町1-169-1 電話 048-652-4182
消防	浦和消防署	
	さいたま市浦和区常盤6-1-28 電話 048-833-1319	
警察	浦和警察署	
	さいたま市浦和区常盤4-11-21 電話 048-825-0110	

10 非常災害対策

消防計画作成 (変更)届出書	さいたま市浦和消防署 防火管理者 氏名 佐伯 雅美
-------------------	------------------------------

避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練（月１回以上）を実施します。
防災設備	自動火災報知機・ガス漏れ報知機・非常通報装置・誘導灯・避難器具・消火器・カーテンの防災処理
避難場所	第１避難場所・・・さいたま市立常盤小学校 第２避難場所・・・北浦和公園

１１ 災害時の保育園の時間短縮、休園について

地震、水害、甚大な被害が想定される台風等の自然災害が発生した場合、さいたま市役所からの指示により保育時間の短縮、若しくは休園などになる場合があります。

１２ 虐待の防止のための措置に関する事項

- （１）設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- （２）児童虐待の防止等に関する法律第５条、第６条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- （３）児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年行政主催研修に職員派遣、受講させています。

１３ その他保育施設の運営に関する重要事項

事 項	内 容
主な一日の スケジュール	7:00～ 9:00 登園
	9:20 朝の会
	9:30 午前おやつ（１、２歳児のみ）
	10:00 一斉活動
	11:30 給食
	12:30～15:00 午睡
	15:30 午後おやつ（１歳以上児）

	16:00 16:30～お迎え 18:00～20:00	帰りの会 自由遊び 延長保育
食事の提供について	昼食・おやつ	毎日自園調理し児童に提供します。保護者の方へは、前月末日頃に翌月の献立表をお配りします。
	アレルギー対応	使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、さいたま市指定用紙にてご提出ください。 ご相談のうえ、除去するなどの対応を取ります。 (例) 卵・牛乳・そば・魚介類
	衛生管理等	集団給食施設届け出をさいたま市保健所へ提出済です。 水質検査を年1回実施。 調理員及び調乳・食事介助を行う保育従事職員は、毎月検便を行っています。
定期保育利用について（利用定員調整）	定員については、運営状況を鑑みて、さいたま市と協議の上、保育利用定員の調整を行う場合があります。	

14 保険について

傷害保険	死亡後遺障害 100 万円、入院（日額）1,000 円
賠償責任保険	1 事故につき3億円 1 名につき 3,000 万円

15 苦情窓口

当保育所	窓口設置場所	うらわポポロ保育園
	窓口開設時間	9時00分から18時00分まで
		※メールは随時受付します。
	苦情解決担当者	佐伯 雅美
	苦情解決責任者	奥野 純子
	受付方法	窓口、電話、メール
		電 話：048-711-5456

	メール：info@poporo-hoiku.com
--	---------------------------

16 福祉サービス苦情解決制度

うらわポポロ保育園では、保育園の苦情解決担当者、苦情解決責任者に苦情や改善の希望等を申し出ることができます。また、福祉サービス苦情調整員へ直接申し出ることでもあります。

福祉サービス 苦情調整委員	平澤 FP 事務所 Tel：03-5497-1345 平澤 朋樹
	特定非営利活動法人三楽 Tel：048-678-5678 遠藤 隆一

17 個人情報の保護に関する基本方針

当園では、職員に対して個人情報保護のための教育を定期的を実施しています。業務上知り得た園児及びその保護者の情報を厳重に管理し秘密を保持します。

18 カスタマーハラスメント防止について

当園では、当園及び当園職員に対し、妥当性のない指摘や要求をする、あるいは妥当性にかかわらず不相当な言動や行動(カスタマーハラスメント)を保護者がした場合、事案の性質に沿って、警察、弁護士等の外部関係諸機関に相談し、協力をあおぎながら毅然とした対応を取ります。

【カスタマーハラスメントの一例】

(1) 精神的な攻撃

- 人格を否定するような言動を行った場合。
- 侮辱的な言動を行った場合。
- 長時間にわたり必要以上に何度も同じ内容で激しく叱責した場合。
- 事実ではない事柄や事実かどうか不明な内容を口コミや SNS などの書き込み及び拡散した場合。

(2) 過大な要求

- 当園が定める方針、規定を逸脱した提供できない保育を要求した場合。

(3) 個の侵害

- 保育、教育に関係の教職員のプライベート情報(住所、学歴、家族構成等)を聞き出そうとした場合。

(4) 運営外での保育の強要

- 保育時間を過ぎても保育園に連絡がない場合、また、自己都合で時間外保育を複数回に渡り繰り返し利用、強要をする場合。
- 運営外(園外)で必要以上に職員との接触を求め、一方的な考え、意見等を訴求し、職員及び園運営に支障を招いた場合。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から改定する。

この規定は、令和3年4月1日から改定する。

この規定は、令和3年8月25日から改定する。

この規定は、令和4年4月1日から改定する。

この規程は、令和5年4月1日から改定する。

この規程は、令和5年8月1日から改定する。

この規程は、令和6年4月1日から改定する。

この規程は、令和7年4月1日から改定する。